

(別添5)

介護支援専門員更新研修実施要綱

1. 目的

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な知識及び技術の向上を図り、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2. 対象者

研修対象者は、次のいずれかに該当するものであって、介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者とする。

介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者(以下「実務未経験者」という。)

介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者(以下「実務経験者」という。)

3. 実施方法等

(1) 実施に当たっての基本的な考え方

介護支援専門員として実務経験がない者と実務に従事している者又はその経験を有する者がそれぞれ有する経験・知識等の差異を考慮し、研修課程を実務未経験者に対する研修と実務経験者に対する研修に区分して実施すること。

(2) 実務未経験者に対する更新研修内容

実務未経験者に対する更新研修で行うべき課程については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成18年厚生労働省告示第218号)の二により、規定されているところであるが、具体的な研修の実施の考え方、各課目ごとの目的、内容等については別添1「介護支援専門員実務研修実施要綱」の3の(2)「研修課程等」と同様であり、合計44時間以上とする。

(3) 実務経験者に対する更新研修内容

実務経験者に対する更新研修で行うべき課程については、「厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準」(平成18年厚生労働省告示第218号)の三により、規定されているところであるが、具体的な研修の実施の考え方、各課目ごとの目的、内容等については別添3「介護支援専門員専門研修実施要綱」の3の(2)「研修内容」と同様である。

なお、実務経験者として初めて介護支援専門員証の更新をしようとする者に対する更新研修は、専門研修課程及び専門研修課程と同内容であり、合計53時間とする。また、実務経験者として介護支援専門員証の更新をしようとする者が2回目以降の者に対する更新研修は、専門研修課程と同内容であり、合計20時間以上とする。

4. 実施上の留意点等

(1) 介護支援専門員証の有効期間中に、別添3「介護支援専門員専門研修実施要綱」に

基づく研修を修了している者については、法第69条の8第2項の規定に基づき、実務経験者に対する更新研修のうち、専門研修課程で履修した課目と同内容の課目を免除することができる。

- (2) 当該研修の研修受講地については、原則として介護支援専門員の登録を行っている都道府県とする。ただし、登録を行っている都道府県と当該年度現在の勤務地の都道府県が異なっているときは、当該年度現在の勤務地の都道府県と、また、やむを得ない事情が認められるときは、受講者が希望する研修受講地の都道府県と連携の上、その便宜を図るものとする。

なお、この取扱いは一つの研修を異なる都道府県に分割して行い得るものではない。